

事後審査型制限付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

1 入札対象工事 N o . 2026010507

入 札 番 号	401
工 事 名	都市基盤河川奈坪川護岸工事（その 1）（総合治水・雨水対策事業）
工 事 場 所	宇都宮市今泉新町
工 期	令和 9 年 3 月 1 0 日 まで
工 事 概 要	別紙，設計書表紙のとおり
予 定 価 格	落札決定後，公表

2 入札に参加できる者に必要な資格要件
宇都宮市から令和 7 ・ 8 年度建設工事入札参加資格を受けている事業者で，開札日当日において下記の要件を満たしていること。

入 札 参 加 形 態	単体
業 種	土木一式工事
対 象 ラ ン ク	A 級
建 設 業 許 可	特定建設業又は一般建設業
配 置 技 術 者	建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に基づき，本工事に対応する監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。なお，本工事は監理技術者又は専任の主任技術者の「兼任を認める工事」の対象とする。また，請負金額が 4, 500 万円未満の場合は技術者の専任を要しない。
そ の 他	宇都宮市内に建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)第 3 条に基づき設置された本店があること。 他に手持ち工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること。（技術者との兼任は可）なお，本工事は，現場代理人の「兼任を認める工事」の対象とする。ただし，請負金額が 4,500 万円以上で現場代理人を兼任させる場合は，連絡員を配置できること。 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。 ・本工事の設計等の受託者：株式会社中央土木工学研究所 取り抜け要件に該当しないこと。（詳細は， 5 その他（2）を参照）

3 入札日程等

設計図書の閲覧	令和 8 年 9 月 1 1 日（金）まで	閲覧場所：宇都宮市電子入札システム又は宇都宮市理財部契約課（5 階）
設計図書に関する質問提出日	令和 8 年 9 月 2 日（水）午後 1 時まで	提出場所：宇都宮市理財部契約課（5 階）
設計図書に関する質問回答	令和 8 年 9 月 7 日(月)午後 5 時までに宇都宮市電子入札システムにおいて「質問への回答」を掲示する。ただし，質問が無かった場合は，掲示しない。	
入 札 方 法	電子入札	
工事費内訳書の提出	必須	

入札書の提出	令和8年9月8日（火） 午後1時から 令和8年9月10日（木） 午後1時まで	宇都宮市電子入札システムにより提出すること。
開札日時及び場所	日時：令和8年9月11日（金）午後1時10分 場所：宇都宮市理財部契約課入札室（5階）	
最低制限価格制度	適用	
確認書類提出日	提出を求められた日の翌日から 2日以内（市の休日を除く。）	提出場所：宇都宮市理財部契約課（5階）
落札の可否	確認書類が提出された日の翌日から原則2日以内（市の休日を除く。）に通知	

4 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	納付
支払条件	前金払：有

5 その他

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札共通事項（電子入札用）に示すとおりとする。
(http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku_kouji/ebidlib/ebid_common_articles_r8.pdf)
- (2) 本工事における取り抜け要件（近接工事、分離・分割工事、同日同工種工事）は以下のとおりとする。取り抜け要件に該当する場合、複数の入札に参加したとしても、複数の落札者とはなれない。また、特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員についても取り抜けの対象とする。
ただし、応札者が1者であった場合は、当方式の対象外とする。
なお、落札候補者からの入札参加資格確認は、取り抜け要件ごとに、開札日及び以下の順に落札候補者が存在する案件から順次実施する。
 - 近接工事
 - ・近接工事を施工中でないこと（入札参加資格確認時点で判断するものとする。）
 - ・公告日が同一の近接工事
 - なし
 - 分離・分割工事
 - なし
 - 同日同工種工事
 - ・「都市基盤河川奈坪川護岸工事（その1）（総合治水・雨水対策事業）[宇都宮市今泉新町]」
 - ・「道路築造工事（都市計画道路1・5・2号大谷スマートインターチェンジ下り線）分割1号[宇都宮市駒生町]」
 - ・「宝木小学校擁壁補強工事[宇都宮市駒生町3364番地29]」
 - ・「道路改良工事（市道371号線）[宇都宮市野高谷町，道場宿町]」
 - ・「交差点改良工事（市道863号線ほか1路線）[宇都宮市細谷町]」
- (3) 特定建設業許可の者で監理技術者を配置せず主任技術者を配置する場合、及び一般建設業許可の者は、一部下請の発注を5,000(建築一式工事は8,000)万円未満とする。
- (4) 本工事は「週休2日制工事（発注者指定型）」の対象工事である。
(http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku_kouji/kisoku/syukyu_yoryo_r8.pdf)

6 照会先

宇都宮市理財部契約課工事契約グループ TEL 028-632-2164～2165
宇都宮市ホームページ <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>